

水質基準に関する省令の一部改正について

厚生労働省では、第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会での対応方針及び、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」の一部を改正する予定となっています。内容として、水質基準に関する省令に規定された水道により供給される水の基準について、ジクロロ酢酸を現行「0.04mg/L 以下であること」から「0.03mg/L 以下であること」、トリクロロ酢酸を現行「0.2mg/L 以下であること」から「0.03mg/L 以下であること」に改める予定です。

厚生労働省では、平成 26 年 10 月 17 日から平成 26 年 11 月 17 日までの間、改正案に対するパブリックコメントを募集しています。

今後の予定として、関係省令の改正を平成 27 年 2 月に公布し、平成 27 年 4 月 1 日施行となっています。

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。

水道水の水質検査については、当社へご相談下さい。

資料 平成 26 年 10 月 17 日付 厚生労働省ホームページ
測定技術箇所 杉田高則

清涼飲料水の規格基準（保存基準）の一部改正について

平成 26 年 10 月 21 日(火)に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会が開かれ、清涼飲料水の規格基準(保存基準)の一部改正案について審議が行われました。

現行では、「その他の清涼飲料水」の製造基準には、殺菌もしくは除菌についての規定が設けられていますが、保存基準については製造過程で殺菌を用いた場合のみ規定されており、除菌の方法で製造をした場合は、規定以外の方法として「10℃以下で保存しなければならない」とこととなっています。

今回の審議では、近年の清涼飲料水の需要の高まりと除菌技術の向上により、十分な効力を有する方法で除菌を行った場合には、「10℃以下で保存しなければならない」とされる保存基準は不要であると話し合いが行われ、本部会において、改正案が承認されました。

今後、諮問委員会を通して改正案内容が確定していく予定となっています。

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。

水道水の水質検査については、当社へご相談下さい。

資料 平成 26 年 10 月 21 日付 薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会食品規格部会配布資料

生活環境箇所 貝森繁基

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. H.25 年度土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査結果について](#)

[2. 水質管理目標設定項目の目標値見直しについて](#)



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

お問合せはこちら 